

生産行程管理業務規程

令和 2 年 10 月 26 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒761-1701）^{カガワケンタカマツシカガワチョウオオノ}香川県高松市香川町大野1329－1

名称（フリガナ）：^{オオノマメ}大野豆プロジェクト

代表者（管理人）の氏名及び役職：会長 二川 幹生

ウェブサイトのアドレス：なし

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類

区分に属する農林水産物等：穀物類（乾燥そらまめ）、野菜類（未成熟そらまめ）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：^{オオノマメ}大野豆、Ono Mame

4 明細書の変更

大野豆プロジェクト（以下「団体」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る 明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

団体は、構成員に対して「大野豆」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導を行う。

ア 生産者の手順

（ア）「大野豆」の種子については、団体から配布された品種を使用する。

（イ）生産者は、生産地や生産の方法等を記載した「栽培年報」を作成し、年 1 回、団体に提出する。

（ウ）収穫した「未成熟そらまめ」及び「乾燥そらまめ」については、団体の指定した選果場に出荷し、「ソラマメ出荷規格」に基づいて選果したうえ、団体事務所に納品する。

イ 団体の手順

（ア）「大野豆」の品種（讃岐長莢ソラマメ）については、団体が一元的に管理し、生産者からの申込みを受けて種子を配布のうえ、生産者別の配布量を記録する。

（イ）生産者から納品された「未成熟そらまめ」及び「乾燥そらまめ」については、「ソラマメ出荷規格」に基づいて最終製品として調整し、「生産・販売記録」に記録する。

(2) 手順の妥当性を見直す機会

団体は、上記(1)のア及びイの手順について、年1回以上その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

団体は、生産者が明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことが判明した場合は、当該生産者に対して警告を発し、是正を求める。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

団体は、上記5の周知の際に、地理的表示である「大野豆」及びGIマーク（以下「地理的表示等」という。）の使用に係る以下の内容についても周知する。

- (1) 明細書に記載の生産の方法に基づいて生産された「未成熟そらまめ」及び「乾燥そらまめ」にのみ、地理的表示等の使用が可能であること。
- (2) GIマークを使用する場合は、地理的表示である「大野豆」と併せて使用すること。
- (3) GIマークは、法施行規則で定められた規定に基づいたデザインとすること。

8 地理的表示等の使用の指導

団体は、地理的表示等の違反使用を確認した場合、当該生産者に対し警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、団体の組織規約の規定に基づき、当該生産者を団体から除名する等ができるものとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

団体は、上記6及び8に関して、「大野豆」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣へ報告する。

10 資料の保存

団体は、次の資料を、作成日又は取得の日から5年間保存するものとする。

- (1) 上記5における「大野豆」の生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施状況が確認できる資料
- (2) 明細書に適合した生産が行われていないこと、又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び団体が行った指導等に係る資料

11 連絡先

